

意見書案第2号

幼児教育・保育の無償化に関し、保育士の処遇改善を進め、待機児童対策を  
早急に講じるよう国へ求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成31年3月20日

提出者	つくば市議会議員	宇野信子
賛成者	つくば市議会議員	木村修寿
	〃	小野泰宏
	〃	滝口隆一
	〃	金子和雄

幼児教育・保育の無償化に関し、保育士の処遇改善を進め、  
待機児童対策を早急に講じるよう国へ求める意見書

政府は、子育て世代の負担軽減に向けて、幼児教育・保育無償化の実施を閣議決定した。  
幼児教育・保育の無償化そのものに反対するものではないが、保育士や保育の質の確保、  
待機児童解消が対応すべき優先事項と考える。

人口増加が続くつくば市では、依然として待機児童は解消されておらず、毎年保育施設の  
創設・待機児童解消対策に邁進しているところである。

同時に、保育士の確保も喫緊の課題であり、2017年4月から市独自で市内で勤務する保育  
士の処遇改善へ向け、助成金制度を設けている。

しかし、幼児教育・保育の無償化により、新たな保育需要を喚起すると予測され、利用希  
望者が増えることに伴い、受け皿となる施設や幼稚園教諭、保育士不足に拍車がかかるのは  
想像に難くない。

自治体の責務である教育・保育の安全確保や質の向上の確保は、ますます困難を強いられ  
ると考えられる。

このような中、国の意向で進められる幼児教育・保育の無償化で、各市町村へ負担が強  
いられるのは、地方自治体経営に混乱をきたす恐れもあり容認しがたい。

幼児教育・保育の無償化により、子育て世代の負担軽減及び幼児教育・保育の拡充を図  
るとするならば、保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置などの支援がな  
ければ、到底その目的を達することはできない状況だ。

よって、国に対し次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 待機児童問題解消に向けた取組を早急に行い、幅広い保育人材の育成や確保、処遇の改  
善等を確実に実施すること
- 2 本来の幼児教育・保育の無償化を目指し、地方自治体に新たな負担を生じさせることな  
く、国の責任において必要な財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年3月20日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）、